

## 学校法人村上学園 専門学校日本医科学大学校 コンプライアンス規程

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人村上学園 専門学校日本医科学大学校（以下「本校」という。）におけるコンプライアンスに係る体制の確立及び推進を図るために必要な事項を定め、公平公正な職務の遂行及び本校に対する社会的信頼の維持に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「コンプライアンス」とは、本校の教員及び職員（派遣契約その他の契約に基づき本校の業務に従事する者を含む。以下「教職員等」という。）、が業務遂行に当たり、関係法令、本学の規則、教育研究固有の倫理その他学内諸規程等を遵守することをいう。

2. この規程において「科(課)局等」とは、看護師科、視能訓練士科、学生課、事務局をいう。

### (遵守事項)

第3条 教職員等は次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令、特に関連する全ての法令を正しく理解し、これを遵守する。
- (2) 社会人としての自覚を堅持し、倫理観、社会正義及び社会良識に基づいて、誠実に行動する。
- (3) 基本的人権及び個人の尊厳を尊重し、国籍、人種、民族、性別、年齢、宗教、信条、社会的身分、障害の有無等を理由とする差別又はハラスメントは、行わない。  
ハラスメントに関する措置については、別に定める「ハラスメント規程」に基づき、対応する。
- (4) 平等な雇用機会を確保し、公平、公正且つ健全で働きやすい職場環境並びに人間関係を維持する。
- (5) 職務上知り得た情報（公表された情報、開示が認められる情報又は開示が法的に義務付けられる場合を除く）は、機密情報として保護し、他に漏洩しない。

### (他の規程等との関係)

第4条 この規程の定めにかかわらず、他の規程等においてコンプライアンスの推進について別段の定めがあるときは、当該規程等の定めるところによる。

### (学校長の責務)

第5条 学校長は、本校におけるコンプライアンスを統括し、その権限の下にある組織においてコンプライアンスの推進が図られるよう、教職員等への効果的な教育・研修を実施するとともに、コンプライアンスの推進を図るための体制の整備、その他必要な措置を講じなければならない。

(教職員等の責務)

第6条 教職員等は、本校におけるコンプライアンスの重要性を深く認識し、常に教育研究の発展に寄与するため公平かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。

(コンプライアンス規程委員会)

第7条 学校長は、コンプライアンスの推進にかかる制度の実施、運用等について協議するとともに、当該制度の実施状況の点検及び評価を行うため、必要に応じ、コンプライアンス規程委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2. 前項の委員会の委員は、その都度、学校長が指名する。

3. 委員会は、学校長の指示により、教職員等の意識向上及び方針の策定等、コンプライアンスの推進に必要な具体的措置を講じなければならない。

(通報)

第8条 教職員等は、法令違反等の行為を知りえたときは、専門学校日本医科学大学校における研究活動の不正への対応に関する規程及びその他の学内諸規程等の定めるところにより通報を行うことができる。

2. 通報は、虚偽、他人の誹謗中傷及びその他不正目的でこれを行ってはならない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、教職員会議及び学校運営会議の議を経て、本校経営会議の承認を得るものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるものの他、コンプライアンスの推進に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年2月1日から施行する。